

○新型コロナウイルス感染症特別貸付の概要

<p>ご利用 いただける方</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響を受け、一時的に業況悪化を来している方であって、次の（１）又は（２）のいずれかに該当し、かつ、中長期的に業況が回復し発展することが見込まれる方</p> <p>（１）最近１カ月の売上高が前年または前々年の同期と比較して５％以上減少している方</p> <p>（２）業歴３カ月以上１年１カ月未満の場合は、最近１カ月の売上高が次のいずれかと比較して５％以上減少している方</p> <p>① 過去３カ月（最近１カ月を含みます。）の平均売上高</p> <p>② 令和元年１２月の売上高</p> <p>③ 令和元年１０月から１２月の平均売上高</p>		
<p>お使いみち</p>	<p>新型コロナウイルス感染症の影響に伴う社会的要因等により必要とする設備資金および運転資金</p>		
<p>融資限度額 （いずれも別枠）</p>	<p>国民生活事業</p>	<p>6,000万円</p>	
	<p>中小企業事業</p>	<p>3億円</p>	
<p>ご返済期間 （うち据置期間）</p>	<p>設備資金 20年以内（5年以内）</p> <p>運転資金 15年以内（5年以内）</p>		
<p>利率（年） （注１）</p>	<p>国民生活事業</p>	<p>3,000万円以内の部分 （注２）</p>	<p>当初３年間：基準利率－0.9％ ３年経過後：基準利率</p>
		<p>3,000万円を超える部分</p>	<p>基準利率</p>
	<p>中小企業事業</p>	<p>1億円以内の部分 （注２）</p>	<p>当初３年間：基準利率－0.9％ ３年経過後：基準利率</p>
		<p>1億円を超える部分</p>	<p>基準利率</p>
<p>担保</p>	<p>無担保</p>		

（注１）基準利率は、災害発生時の融資制度に適用される利率（融資期間に応じた所定の利率）が適用されます。主な貸付利率は日本公庫HPをご覧ください。

（注２）一部の対象者については、基準利率－0.9％の部分に対して別途決定される実施機関から利子補給が実施され、当初３年間で実質無利子となる予定です。